

平成 28 年度 大田区障がい者差別解消支援地域協議会の開催について

「大田区障がい者施策推進会議」を活かし、「大田区障がい者差別解消支援地域協議会」を開催します。

1 設置目的

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 1 条に規定する「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指す。
- 地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークを構築する。

2 基本的役割等

- 障がい者差別の解消に係る事例共有や、障がい特性及び障がい者への理解を促進するための普及啓発の取組等。

3 設置方法・委員構成等

- 地域・教育・医療等の多様な主体が参画している「大田区障がい者施策推進会議」を活用し、大田区障がい者差別解消支援地域協議会を開催する。
- 大田区障がい者差別解消支援地域協議会委員は、大田区障がい者施策推進会議委員で構成する。
- 次年度以降、障がい当事者等の委員の公募枠を追加する予定。

4 機能・連携のイメージ

